

〔生活経済部 生活環境課 所管〕

04010303 畜犬登録及び狂犬病予防事業

予算書P. 145

(単位：千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	931	903	28	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	931	903	28	犬の登録手数料
一般財源	0	0	0	

【背景(なぜ始めたのか)】

平成11年まで県が事業を実施していたが、狂犬病予防法の改正に伴い、平成12年から市が実施することとなった。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

飼い主に対するルールの周知やマナーの向上に取り組み、予防注射の接種率を向上させることで、狂犬病の発生及び蔓延を予防する。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

- ・狂犬病予防注射を接種させる機会の提供として、毎年1回、予防注射の出張受付（集合注射）を行う。
- ・正しい飼い方の啓発やパトロールを実施し、飼い主のマナー向上を図る。
- ・新規や所在地変更等の登録手続きを周知し、正確な畜犬登録の推進を図る。



狂犬病予防集合注射

04010304 取手市外2市火葬場組合負担金

予算書P. 145

(単位：千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	24,416	27,778	△ 3,362	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	24,416	27,778	△ 3,362	

【背景(なぜ始めたのか)】

守谷町（当時）では火葬場施設を有しておらず、施設を建設する必要性が生じたため、守谷町・取手市・藤代町の1市2町で構成する火葬場組合を設立した。

火葬場施設「やすらぎ苑」は、平成2～3年度の2箇年で建設し、平成4年度から供用を開始した。現在、組合を構成する自治体は、守谷市・取手市・つくばみらい市の3市となっている。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

広域組合で「やすらぎ苑」を管理・運営することにより、市民が生活を営む上で必要である火葬・葬儀の場を安定的に確保することができる。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

・火葬事業を円滑に実施するため、「やすらぎ苑」を適正に管理・運営する取手市外2市火葬場組合に対して、構成市3市が負担金を支出している。

負担割合：平均割30％，人口割70％（負担金全額 78,723千円，守谷市負担率 31.015％）

04010306 雑草除去事業

予算書P. 145

（単位：千円）

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	2,183	2,224	△ 41	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	2,142	2,223	△ 81	雑草除去受託料
一般財源	41	1	40	

【背景(なぜ始めたのか)】

あき地において雑草が繁茂し、又は枯草が放置されている状態は、火災や犯罪の発生原因となることから、良好な生活環境を保全するため、昭和48年「あき地に繁茂した雑草等の除去に関する条例」を施行し、事業を実施している。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

あき地に繁茂する雑草等について、適正な管理の指導や啓発を行うことで、安全や清潔な生活環境を確保し、住民生活の安定につながる。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

- ・雑草等が繁茂したあき地の所有者又は管理者に対して、適正な管理を行うよう指導する。
- ・所有者又は管理者自身による除去が困難な場合には、市が委託を受けて雑草除去を実施する。

04010308 環境美化事業

予算書P. 146

（単位：千円）

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	725	740	△ 15	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	725	740	△ 15	

【背景(なぜ始めたのか)】

各地区での空き缶拾いに端を発し、昭和59年から地域ぐるみの環境美化推進事業として、全ての自治会・町内会に協力を呼び掛け、市内全域で実施されている。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

各地区において、地域住民が自主的に環境の美化活動に取り組むことで、良好な住環境が保全される。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

- ・6月、9月、12月（第1日曜日）の年3回、市内全域の地域住民により、周辺道路や公園等の美化清掃活動を実施する。
- ・各地区での美化活動が円滑に行われるよう、市民に周知や広報を行うとともに、各地区の区長等に対して実施依頼やゴミ袋の配布、ごみの回収等を行う。



環境美化活動

04010310 動物愛護事業

予算書P. 146

(単位: 千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	242	156	86	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	242	0	242	狂犬病予防注射済票交付手数料
一般財源	0	156	△ 156	

【背景(なぜ始めたのか)】

人と動物との調和のとれた共生社会を実現するため、人と動物にやさしいまちづくりを目指し、「守谷市動物の愛護及び管理に関する条例」を制定し、必要な施策を実施している。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

犬猫の殺処分を減らすため、地域活動や市の愛護事業への協力団体に補助金を交付し活動を活性化するとともに、啓発等により市民の愛護活動の意識醸成を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

- ・守谷市動物愛護協議会では、市事業「守谷市犬猫一時預かりサポーター及び里親サポーター登録」等の実施に際し、市民サポーターの自費負担で最低限度の医療費支援や地域猫活動としての不妊去勢手術費支援等の活動を行っていたが、市が補助金を交付することで負担を軽減し、官民協働で支え合いながら、保護や野良猫の繁殖制限等を目的とした地域猫活動及びTNR活動（不妊・去勢手術による繁殖抑制）を実施する。
- ・市で保護した犬猫に対して、簡易的な衛生処置（ノミダニ駆除等）を実施する。



守谷市動物愛護協議会主催犬猫譲渡会



ペット防災セミナー

04010501 公害・放射線対策事業

予算書P. 146

(単位: 千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	6,298	7,795	△ 1,497	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	1	0	1	原子力災害損害賠償金
一般財源	6,297	7,795	△ 1,498	

【背景(なぜ始めたのか)】

環境保全を目的として、平成12年度から地下水、農業用水、河川水、騒音・振動及び二酸化窒素の現況調査を実施している。

また、平成23年の東京電力福島第一原子力発電所事故を受けて、市内公共施設等の空間放射線量測定を実施している。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

水質、騒音・振動、大気（二酸化窒素）及び空間放射線量の現況を調査・把握することにより、公害などの発生を未然に防止するとともに、発生した場合には速やかな対応を行うことで市民の健康を守り、良好な生活環境を保全する。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

・公害等の実態を継続的に把握するため、市内各所の水質、騒音・振動、大気（二酸化窒素）及び空間放射線量について調査する。調査結果については、守谷市環境審議会や関係機関等に報告するとともに、市ホームページで公表する。

＜調査方法＞

- ・地下水、農業用水、河川水の水質調査（業者委託）
- ・幹線道路沿線等の騒音・振動、二酸化窒素調査（業者委託）
- ・空間放射線量調査（児童福祉課、学校教育課、建設課実施）



農業用水、河川水の水質調査



自動車騒音・振動測定

04020102 廃棄物処理基本計画策定事業

予算書P. 149

(単位: 千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	9,746	8,987	759	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	9,746	8,987	759	

【背景(なぜ始めたのか)】

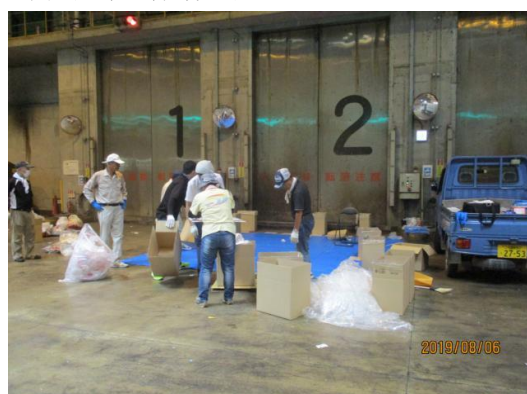
廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、市町村は、その区域内の一般廃棄物の収集、運搬、処理に関する計画を定めるよう規定されている。現在の「守谷市一般廃棄物処理基本計画」は平成25年度から10年間を計画期間としているが、現計画を作成した時点と現在のごみ・資源物の分別方法が異なり、排出量の比較や数値目標等が現状に即しておらず不具合が生じていることから、前倒しして計画の策定に取り組む。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

一般廃棄物処理基本計画は、計画的な廃棄物処理の推進を図るための基本方針であり、ごみの削減量や資源化率の数値目標を定めた廃棄物の適正な処理を進めるため、ごみの排出抑制やごみ・資源物の発生から最終処分に至るまでの市民、事業者、行政の役割分担を明確にする。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

- ・令和元年度 一般廃棄物基本計画策定に伴うごみ組成分析調査業務委託
- ・令和2年度 廃棄物処理基本計画策定業務委託



ごみ組成分析調査

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	5,141	5,307	△ 166	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	5,141	5,307	△ 166	

【背景(なぜ始めたのか)】

家庭や事業所から排出されるごみの減量化と限りある資源の有効利用を促進し、市民意識の高揚を図ることを目的として、平成3年に事業を開始した。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

家庭や事業所の可燃ごみ、不燃ごみ及び粗大ごみ(家庭分のみ)を減量するとともに、市民に資源物の集団回収を実施してもらうことで、リサイクルの推進を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

- ・ごみ減量化を啓発・推進する施策として、各地区に廃棄物減量等推進員を委嘱し、地区内におけるごみ減量に協力していただく。
- ・ごみ減量化と資源の有効利用を促進するため、資源回収を行う自治会・町内会や子ども会等の団体に対して、報奨金を交付する。



廃棄物減量等推進員会議

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	253,522	243,083	10,439	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	11,456	10,734	722	粗大ごみ収集運搬手数料
一般財源	242,066	232,349	9,717	

【背景(なぜ始めたのか)】

人口の増加に伴い、家庭から排出されるごみの量が年々増加したため、昭和57年からごみの収集運搬を民間委託により実施している。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

一般廃棄物の適正かつ安定的な収集運搬を行うとともに、ごみ集積所の適正管理等による生活環境の保全と公衆衛生の向上を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

- ・「守谷市一般廃棄物処理実施計画」に基づいた、集積所に排出された家庭系一般廃棄物等の収集運搬
- ・電話やインターネットでの申し込み受付による、粗大ごみの月2回戸別収集
- ・ごみ収集日程表（クリーンカレンダー）、家庭ごみ分別の手引き等の作成・配布
- ・会計年度任用職員2名の任用（粗大ごみ戸別収集受付、直接搬入受付）
- ・家庭系一般廃棄物等の収集運搬業務委託
- ・粗大ごみ収集運搬券取扱店舗への販売業務委託



家庭ごみの収集作業

04020111 常総地方広域市町村圏事務組合負担金【ごみ処理】

予算書P. 150

(単位：千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	385,143	371,668	13,475	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	385,143	371,668	13,475	

【背景(なぜ始めたのか)】

ごみ処理は、市町村単独での処理に比べ、共同処理の方が費用対効果の面で効率が良いため、昭和47年に6市町村（守谷町、水海道市、取手市、藤代町、伊奈町、谷和原村）を構成自治体として、常総地方広域市町村圏事務組合が設置され、事業運営費を負担することで事業を開始した。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

ごみ処理施設「常総環境センター」を常総地方広域市町村圏事務組合が管理・運営することにより、市内から排出される一般廃棄物を、効率的かつ環境負荷が少ない方式で処理することができる。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

- ・一般廃棄物の処理及び資源化を実施している常総地方広域市町村圏事務組合に対し、構成4市（守谷市、取手市、常総市（旧水海道分）、つくばみらい市）でごみの処理量に応じた負担金を支出する。
負担割合：均等割10％、実績割90％（全体負担金 1,518,615千円、市負担率 25.36％）

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	2,500	3,719	△ 1,219	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	2,500	3,719	△ 1,219	

【背景(なぜ始めたのか)】

常磐自動車道の開通に伴い、市内の不法投棄件数が年々増えたことから、快適な生活環境を保全するための対応を余儀なくされた。また、つくばエクスプレスの開業に伴い、駅前のたばこのポイ捨てが横行したことから、清潔な生活環境を維持するため、平成20年に「守谷市ポイ捨て等防止に関する条例」を制定した。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

不法投棄された廃棄物を適正に処理するとともに、再発防止対策を行い、不法投棄の行いにくい環境をすることで、市民や事業者の生活環境に対する意識の向上を促し、良好な生活環境の保全を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

・不法投棄防止のため不法投棄パトロールを行い、不法投棄の予防や発見に努め、廃棄物が不法投棄された場合は必要に応じて警察や県、土地の管理者等と対策等を協議する。また、路肩などの廃棄物に対しては、種類に応じて迅速かつ適切に処理するとともに、処理困難物は委託処理により対応する。

・ポイ捨て対策については、市内全域でポイ捨て、路上喫煙、飼い犬等のふんの放置を禁止するとともに、守谷駅周辺をポイ捨て等禁止強化区域に指定し、職員による巡回を行い指導勧告及び過料徴収を行う。また、市民や守谷駅利用者に対して、ポイ捨て等防止の啓発を実施する。



道路沿いに不法投棄された廃棄物

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	11,334	11,674	△ 340	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	11,334	11,674	△ 340	

【背景(なぜ始めたのか)】

し尿処理は、市町村単独での処理に比べ、共同処理の方が費用対効果の面で効率が良いため、昭和37年に6市町村（守谷町、水海道市、岩井町、谷田部町、伊奈村、谷和原村）を構成自治体として常総衛生組合を設立・設置し、事業運営費を負担することで事業を開始した。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

し尿処理施設「クリーンセンターきぬ」を常総衛生組合が管理・運営することで、市内から排出されるし尿・浄化槽汚泥を適正に処理することができる。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

・し尿、浄化槽汚泥を処理している常総衛生組合に対して、構成4市（守谷市、坂東市、常総市、つくばみらい市）が処理量に応じた負担金を支出する。

負担割合：均等割10%，実績割90%（負担金全体 263,563千円，守谷市負担率 4.30%）